4　制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

⑴　生きた家畜

⑵　発生農場及び発生農場から半径１キロメートル以内の区域にある農場（第11の２の⑴の発生状況確認検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳

⑶　移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

⑷　家畜の死体

⑸　排せつ物等

⑹　敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

5　制限の対象外

⑴　制限区域内の家畜の死体等の処分のための移動

①　発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が家畜に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の家畜の死体、排せつ物等、敷料又は飼料について、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動することができる。

②　移動時には、次の措置を講ずる。

ア　移動当日に、家畜防疫員が当該農場の家畜に異状がないか確認する。

イ　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の必要な措置を講ずる。

ウ　積込み前後に車両表面全体を消毒する。

エ　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

オ　複数の農場を連続して配送しないようにする。

カ　移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

キ　移動時には、法第32条第１項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

ク　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ケ　移動経過を記録し、保管する。

③　焼却、化製処理又は消毒をする場合には、次の措置を講ずる。

ア　運搬車両から死体等投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

イ　原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

ウ　焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

⑵　制限区域外の家畜の死体の処分のための移動

制限区域外の農場の家畜の死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理をすることを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、⑴の③のアからウまでの措置を講ずる。

⑶　制限区域外の家畜等の通過

制限区域外の農場の家畜等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を通過させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

⑷　その他

⑴から⑶までに規定するもののほか、原則として、制限区域の設定後21日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該21日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域外から移動制限区域内（発生農場から半径５キロメートル以内の区域を除く。）への家畜等の移入に関する制限の対象外を設けることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

第９　家畜集合施設の開催等の制限（法第33条・第34条）

1　移動制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

⑴　と畜場（食肉加工場を除く。）

⑵　家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物

⑶　放牧

2　搬出制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における次の催物の開催等を停止する。

⑴　家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物

⑵　放牧

3　制限の対象外

原則として、制限区域の設定後21日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該21日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内（発生農場から半径５キロメートル以内の区域を除く。）のと畜場の再開に関する制限の対象外を設けることができる。ただし、と畜する家畜は、農場からと畜場に直行する家畜のみとする。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

第10　消毒ポイントの設置（法第28条の２等）

1　都道府県は、第４の２により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。

2　具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、発生農場周辺（当該農場からおおむね半径１キロメートルの範囲内）、移動制限区域及び搬出制限区域の境界その他の場所を選定する。また、移動制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。

⑴　道路網の状況

⑵　一般車両の通行量

⑶　畜産関係車両の通行量

⑷　山、川等による地域の区分

3　消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。